

# 「自動車の回送運行許可等事務処理要領について」の一部改正に

## ついて

地方運輸局長 殿

沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

国自情第252号

平成27年3月23日

道路運送車両法施行規則（昭和26年8月16日運輸省令第74号）の一部を改正する省令の施行に伴い、「自動車の回送運行許可等事務処理要領について」（昭和57年9月18日付け自管第149号）を下記のとおり一部改正することとしたので、了知されたい。本通達は省令の施行日（平成27年3月30日）から適用する。

### 記

「自動車の回送運行許可等事務処理要領について」（昭和57年9月18日付け自管第149号）を以下のとおり改正する。

#### 第3条（1）（二）を

「（二）分解整備を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前の連続した2年間及び申請を行った日から許可を受けるまでの間に「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について（平成18年3月2日付け国自整第126号）」に基づく行政処分を受けていないこと」に改める。

#### 第3条（1）中

「（ホ）その他必要と認められる事項」の追加。

#### 第3条（3）①（へ）を

「（へ）分解整備を業とする者にあつては、法第78条第1項の自動車分解整備事業の認証を証する書面の写し又は法第94条の2第1項の指定自動車整備事業の指定を証する書面の写しの提出」に改める。

#### 第3条（3）①中

「（ト）分解整備を業とする者にあつては、法第59条の新規検査、第62条の継続検査、第67条の構造等変更検査又は第71条の予備検査（以下「車検」という。）のために自ら分解整備した自動車の台数が回送運行の許可申請を行った日の直前6ヶ月において月平均20台以上であり、かつ、許可申請を行った日の直前1年間の法第35条の臨時運行許可に基づく運行実績（臨時運行の目的が車検のために自ら分解整備しようとする自動車（有効な自動車検査証の交

付を受けていないものに限る。)の引き取りのための回送、車検のために自ら分解整備した自動車の引き渡しのための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のため運輸監理部、運輸支局、自動車検査登録事務所又は軽自動車検査協会等の機関(以下「車検場」という。)までの回送であるものに限る。)が7台以上あること(2回目以降の許可の場合は許可申請を行った日の直前1年間の回送運行の許可に基づく回送運行実績が7台以上あること)。ただし、離島等のへき地であってやむを得ない事情があると認められる場合は、実情に照らして判断しても差し支えない。」の追加。

#### 第3条(3)①中

「(チ)その他必要と認められる事項」の追加。

#### 第3条(3)②を

「②自動車の製作、陸送、新車若しくは中古車の販売又は分解整備を業とすることを証する書面には、自動車の製作、陸送、販売又は分解整備を業とする者の関係団体の会員であることを証する書面を含むものとする。」に改める。

#### 第4条中

「(4)分解整備を業とする者については、車検のために自ら分解整備しようとする自動車の引き取りのための回送、車検のために自ら分解整備した自動車の引き渡しのための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のため車検場までの回送」の追加。

#### 第4条の2

「第4条の2 許可を受けた者について、回送運行許可証に記載された回送の目的を追加しようとする場合、運輸支局等にその旨を記載した申請書その他必要書類を提出させるものとする。

上記申請があった場合は、第3条の許可基準適合性について審査し、適合すると認める場合は、追加しようとする前条の回送の目的を回送運行許可証に記載するものとする。」の追加。

#### 第5条を

「運輸監理部長及び運輸支局長(以下「運輸支局長等」という。)は、回送運行許可証を交付し、及び回送運行許可番号標を貸与するときは、不正防止の観点から必要枚数を超えて、又は必要期間を上回る期間について交付し、又は貸与することのないようにしなければならない。

なお、分解整備を業とする者に交付する許可証及び貸与する番号標の枚(組)数は、当分の間、一の営業所につき一枚(組)とする。

自動車の製作、陸送又は販売と自動車分解整備事業を兼業している者にあつては、既に交付を受けている許可証の回送の目的に車検のために自ら分解整備しようとする自動車の引き取りのための回送、車検のために自ら分解整備した自動車の引き渡しのための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のため車検場までの回送を追加することとし、新たに番号標の貸与は行わない。」に改める。

## 自動車の回送運行許可等事務処理要領

(適用)

第1条 道路運送車両法（以下「法」という。）第36条の2（法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車の回送運行の許可（以下「許可」という。）並びに回送運行許可証の交付及び回送運行許可番号標の貸与に関する事務の取扱いは、法令に定めるところによるほか、この要領に定めるところによる。

(書類の経由)

第2条 地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ）に提出すべき許可の申請書その他の書類は、自動車の回送の業務を行う営業所のうち主たる営業所の所在地を管轄する運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）を経由して提出させるものとする。

(許可基準適合性の審査)

第3条 道路運送車両法施行規則（以下「規則」という。）第26条の2の許可基準に適合するか否かについては、次の事項を審査するものとする。

(1) 第1号について

(イ) 運転者等に対する関係法令の周知方法

(ロ) 回送自動車の道路運送車両の保安基準への適合性の確認方法

(ハ) 社内取扱い内規の内容

(ニ) 分解整備を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前の連続した2年間及び申請を行った日から許可を受けるまでの間に「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について（平成18年3月2日付国自整第126号）」に基づく行政処分を受けていないこと

(ホ) その他必要と認められる事項

(2) 第2号について

(イ) 回送運行許可証及び回送運行許可番号標の保管方法

(ロ) 回送運行許可番号標の管理に関する責任者（以下「回送運行許可番号標管理責任者」という。）の選任状況

(ハ) 回送運行許可番号標管理簿の備付け及び必要事項の記載状況

(ニ) その他必要と認められる事項

(3) 第3号について

① (イ) 商業登記法に規定する登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書）又は商業登記簿の謄本の提出

ただし、個人にあつては、住民票の提出

(ロ) 自動車の製作を業とする者にあつては、その旨の証明書の提出

(ハ) 陸送を業とする者にあつては、回送委託契約書の写し及び委託者一覧表その

他陸送を業とすることを証する書面の提出

(ニ) 新車の販売を業とする者にあつては、自動車製作者による証明書、他の新車の販売を業とする者との販売契約書の写しその他新車の販売を業とすることを証する書面の提出

(ホ) 中古車の販売を業とする者にあつては、都道府県公安委員会の発行する古物営業許可証の写しその他中古車の販売を業とすることを証する書面の提出

(ヘ) 分解整備を業とする者にあつては、法第78条第1項の自動車分解整備事業の認証を証する書面の写し又は法第94条の2第1項の指定自動車整備事業の指定を証する書面の写しの提出

(ト) 分解整備を業とする者にあつては、法第59条の新規検査、第62条の継続検査、第67条の構造等変更検査又は第71条の予備検査（以下「車検」という。）のために自ら分解整備した自動車の台数が回送運行の許可申請を行った日の直前6ヶ月において月平均20台以上であり、かつ、許可申請を行った日の直前1年間の法第35条の臨時運行許可に基づく運行実績（臨時運行の目的が車検のために自ら分解整備しようとする自動車（有効な自動車検査証の交付を受けていないものに限る。）の引き取りのための回送、車検のために自ら分解整備した自動車の引き渡しのための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のため運輸監理部、運輸支局、自動車検査登録事務所又は軽自動車検査協会等の機関（以下「車検場」という。）までの回送であるものに限る。）が7台以上あること（2回目以降の許可の場合は許可申請を行った日の直前1年間の回送運行の許可に基づく回送運行実績が7台以上あること）。ただし、離島等のへき地であつてやむを得ない事情があると認められる場合は、実情に照らして判断しても差し支えない。

(チ) その他必要と認められる事項

② 自動車の製作、陸送、新車若しくは中古車の販売又は分解整備を業とすることを証する書面には、自動車の製作、陸送、販売又は分解整備を業とする者の関係団体の会員であることを証する書面を含むものとする。

(回送の目的)

第4条 法第36条の2第4項の回送の目的は、おおむね次に掲げるものの範囲内で記載するものとする。

- (1) 製作を業とする者については、自己の製作に係る自動車の回送
- (2) 陸送を業とする者については、他人からの委託を受けて行う回送
- (3) 販売を業とする者については、自己の販売しようとする自動車の展示又は整備若しくは改造のための回送、販売した自動車の納車のための回送、自己の仕入れた自動車の引き取りのための回送、自己の自動車の販売又は仕入れに伴って必要となる車検、登録及び封印のための整備工場又は運輸支局等の機関までの回送、並びに自己の自動車の販売に伴って発生した下取り車の適正な処理のための回送

(4) 分解整備を業とする者については、車検のために自ら分解整備しようとする自動車の引き取りのための回送、車検のために自ら分解整備した自動車の引き渡しのための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のため車検場までの回送  
(回送の目的の追加)

第4条の2 許可を受けた者について、回送運行許可証に記載された回送の目的を追加しようとする場合、運輸支局等にその旨を記載した申請書その他必要書類を提出させるものとする。

上記申請があった場合は、第3条の許可基準適合性について審査し、適合すると認める場合は、追加しようとする前条の回送の目的を回送運行許可証に記載するものとする。

(回送運行許可証の交付枚数等)

第5条 運輸監理部長及び運輸支局長（以下「運輸支局長等」という。）は、回送運行許可証を交付し、及び回送運行許可番号標を貸与するときは、不正防止の観点から必要枚数を超えて、又は必要期間を上回る期間について交付し、又は貸与することのないようにしなければならない。

なお、分解整備を業とする者に交付する許可証及び貸与する番号標の枚（組）数は、当分の間、一の営業所につき一枚（組）とする。

自動車の製作、陸送又は販売と自動車分解整備事業を兼業している者にあつては、既に交付を受けている許可証の回送の目的に車検のために自ら分解整備しようとする自動車の引き取りのための回送、車検のために自ら分解整備した自動車の引き渡しのための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のため車検場までの回送を追加することとし、新たに番号標の貸与は行わない。

(変更の届出)

第6条 許可を受けた者について、規則第26条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項、営業所の電話番号又は回送運行許可番号標管理責任者に変更があつた場合には、遅滞なくその旨を記載した書面を提出させるものとする。

(許可台帳の備付け)

第7条 地方運輸局長は、回送運行許可台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

許可番号、許可年月日、氏名又は名称及び住所、営業所名及び所在地並びに電話番号、許可の有効期間、回送運行許可番号標管理責任者、違反の事実に対する処分内容、聴聞年月日、違反についての処分の通知番号及び年月日、その他必要な事項

(許可証等交付台帳の備付け)

第8条 運輸支局長等は、回送運行許可証等交付台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

氏名又は名称及び住所、営業所名及び所在地並びに電話番号、交付した許可証の番号及び年月日、貸与した番号標の番号、許可証の有効期間、その他必要な事項

(保存期間)

第9条 回送運行許可台帳及び回送運行許可証等交付台帳は、当該許可の有効期間が経過した後2年間保存するものとする。

(報告)

第10条 地方運輸局長は、回送運行許可事務並びに回送運行許可証交付事務及び回送運行許可番号標貸与事務に関して取扱要領を定めたとき又はこれを変更したときは、本省自動車情報課長あて報告

「自動車の回送運行許可等事務処理要領について」（昭和57年9月18日付け自動車局長通達自管第149号）の新旧対照表

改正案	現行
<p>自動車の回送運行許可等事務処理要領 (適用) 第1条 道路運送車両法(以下「法」という。)第36条の2(法第73条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく自動車の回送運行の許可(以下「許可」という。)並びに回送運行許可証の交付及び回送運行許可番号標の貸与に関する事務の取扱いは、法令に定めるところによるほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>(書類の経由) 第2条 地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ)に提出すべき許可の申請書その他の書類は、自動車の回送の業務を行う営業所のうち主たる営業所の所在地を管轄する運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所(以下「運輸支局等」という。)を経由して提出させるものとする。</p> <p>(許可基準適合性の審査) 第3条 道路運送車両法施行規則(以下「規則」という。)第26条の2の許可基準に適合するか否かについては、次の事項を審査するものとする。</p> <p>(1) 第1号について</p> <p>(イ) 運転者等に対する関係法令の周知方法</p> <p>(ロ) 回送自動車の道路運送車両の保安基準への適合性の確認方法</p> <p>(ハ) 社内取扱い内規の内容</p> <p><u>(ニ) 分解整備を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前の連続した2年間及び申請を行った日から許可を受けるまでの間に「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について(平成18年3月2日付け国自整第126号)」に基づく行政処分を受けていないこと</u></p> <p><u>(ホ) その他必要と認められる事項</u></p> <p>(2) 第2号について</p> <p>(イ) 回送運行許可証及び回送運行許可番号標の保管方法</p> <p>(ロ) 回送運行許可番号標の管理に関する責任者(以下「回送運行</p>	<p>自動車の回送運行許可等事務処理要領 (適用) 第1条 道路運送車両法(以下、「法」という。)第36条の2(法第73条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく自動車の回送運行の許可(以下、「許可」という。)並びに回送運行許可証の交付及び回送運行許可番号標の貸与に関する事務の取扱いは、法令に定めるところによるほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>(書類の経由) 第2条 地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下、同じ)に提出すべき許可の申請書その他の書類は、自動車の回送の業務を行う営業所のうち主たる営業所の所在地を管轄する運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所(以下、「運輸支局等」という。)を経由して提出させるものとする。</p> <p>(許可基準適合性の審査) 第3条 道路運送車両法施行規則(以下、「規則」という。)第26条の2の許可基準に適合するか否かについては、次の事項を審査するものとする。</p> <p>(1) 第1号について</p> <p>(イ) 運転者等に対する関係法令の周知方法</p> <p>(ロ) 回送自動車の道路運送車両の保安基準への適合性の確認方法</p> <p>(ハ) 社内取扱い内規の内容</p> <p><u>(ニ) その他必要と認められる事項</u></p> <p>(2) 第2号について</p> <p>(イ) 回送運行許可証及び回送運行許可番号標の保管方法</p> <p>(ロ) 回送運行許可番号標の管理に関する責任者(以下、「回送運行</p>

許可番号標管理責任者」という。)の選任状況

(ハ)回送運行許可番号標管理簿の備付け及び必要事項の記載状況

(ニ)その他必要と認められる事項

(3) 第3号について

①(イ)商業登記法に規定する登記事項証明書(現在事項証明書又は履歴事項証明書)又は商業登記簿の謄本の提出

ただし、個人にあっては、住民票の提出

(ロ)自動車の製作を業とする者においては、その旨の証明書の提出

(ハ)陸送を業とする者においては、回送委託契約書の写し及び委託者一覧表その他陸送を業とすることを証する書面の提出

(ニ)新車の販売を業とする者においては、自動車製作者による証明書、他の新車の販売を業とする者との販売契約書の写しその他新車の販売を業とすることを証する書面の提出

(ホ)中古車の販売を業とする者においては、都道府県公安委員会の発行する古物営業許可証の写しその他中古車の販売を業とすることを証する書面の提出

(ヘ)分解整備を業とする者においては、法第78条第1項の自動車分解整備事業の認証を証する書面の写し又は法第94条の2第1項の指定自動車整備事業の指定を証する書面の写しの提出

(ト)分解整備を業とする者においては、法第59条の新規検査、第62条の継続検査、第67条の構造等変更検査又は第71条の予備検査(以下「車検」という。)のために自ら分解整備した自動車の台数が回送運行の許可申請を行った日の直前6ヶ月において月平均20台以上であり、かつ、許可申請を行った日の直前1年間の法第35条の臨時運行許可に基づく運行実績(臨時運行の目的が車検のために自ら分解整備しようとする自動車(有効な自動車検査証の交付を受けていないものに限る。)の引き取りのための回送、車検のために自ら分解整備した自動車の引き渡しのための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のため運輸監理部、運輸支局、自動車検査登録事務所又は軽自動車検査協会等の機関(以下

行許可番号標管理責任者」という。)の選任状況

(ハ)回送運行許可番号標管理簿の備付け及び必要事項の記載状況

(ニ)その他必要と認められる事項

(3) 第3号について

①(イ)商業登記法に規定する登記事項証明書(現在事項証明書又は履歴事項証明書)又は商業登記簿の謄本の提出

ただし、個人にあっては、住民票の提出

(ロ)自動車の製作を業とする者においては、その旨の証明書の提出

(ハ)陸送を業とする者においては、回送委託契約書の写し及び委託者一覧表その他陸送を業とすることを証する書面の提出

(ニ)新車の販売を業とする者においては、自動車製作者による証明書、他の新車の販売を業とする者との販売契約書の写しその他新車の販売を業とすることを証する書面の提出

(ホ)中古車の販売を業とする者においては、都道府県公安委員会の発行する古物営業許可証の写しその他中古車の販売を業とすることを証する書面の提出



「車検場」という。)までの回送であるものに限る。)が7台以上あること(2回目以降の許可の場合は許可申請を行った日の直前1年間の回送運行の許可に基づく回送運行実績が7台以上あること)。ただし、離島等のへき地であってやむを得ない事情があると認められる場合は、実情に照らして判断しても差し支えない。

(チ) その他必要と認められる事項

- ② 自動車の製作、陸送、新車若しくは中古車の販売又は分解整備を業とすることを証する書面には、自動車の製作、陸送、販売又は分解整備を業とする者の関係団体の会員であることを証する書面を含むものとする。

(回送の目的)

第4条 法第36条の2第4項の回送の目的は、おおむね次に掲げるものの範囲内で記載するものとする。

- (1) 製作を業とする者については、自己の製作に係る自動車の回送
- (2) 陸送を業とする者については、他人からの委託を受けて行う回送
- (3) 販売を業とする者については、自己の販売しようとする自動車の展示又は整備若しくは改造のための回送、販売した自動車の納車のための回送、自己の仕入れた自動車の引き取りのための回送、自己の自動車の販売又は仕入れに伴って必要となる車検、登録及び封印のための整備工場又は運輸支局等の機関までの回送、並びに自己の自動車の販売に伴って発生した下取り車の適正な処理のための回送

- (4) 分解整備を業とする者については、車検のために自ら分解整備しようとする自動車の引き取りのための回送、車検のために自ら分解整備した自動車の引き渡しのための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のため車検場までの回送

(回送の目的の追加)

第4条の2 許可を受けた者について、回送運行許可証に記載された回送の目的を追加しようとする場合、運輸支局等にその旨を記載した申請書その他必要書類を提出させるものとする。

上記申請があった場合は、第3条の許可基準適合性について審査

(へ) その他必要と認められる事項

- ② 自動車の製作、陸送又は新車の販売若しくは、中古車の販売を業とすることを証する書面には、自動車の製作、陸送又は販売を業とする者の関係団体の会員であることを証する書面を含むものとする。

(回送の目的)

第4条 法第36条の2第4項の回送の目的は、おおむね次に掲げるものの範囲内で記載するものとする。

- (1) 製作を業とする者については、自己の製作に係る自動車の回送
- (2) 陸送を業とする者については、他人からの委託を受けて行う回送
- (3) 販売を業とする者については、自己の販売しようとする自動車の展示又は整備若しくは改造のための回送、販売した自動車の納車のための回送、自己の仕入れた自動車の引き取りのための回送、並びに自己の自動車の販売又は仕入れに伴って必要となる車検及び登録並びに封印のための整備工場又は運輸支局等の機関までの回送、並びに自己の自動車の販売に伴って発生した下取り車の適正な処理のための回送

し、適合すると認める場合は、追加しようとする前条の回送の目的を回送運行許可証に記載するものとする。

(回送運行許可証の交付枚数等)

第5条 運輸監理部長及び運輸支局長(以下「運輸支局長等」という。)は、回送運行許可証を交付し、及び回送運行許可番号標を貸与するときは、不正防止の観点から必要枚数を超えて、又は必要期間を上回る期間について交付し、又は貸与することのないようにしなければならない。

なお、分解整備を業とする者に交付する許可証及び貸与する番号標の枚(組)数は、当分の間、一の営業所につき一枚(組)とする。

自動車の製作、陸送又は販売と自動車分解整備事業を兼業している者にあつては、既に交付を受けている許可証の回送の目的に車検のために自ら分解整備しようとする自動車の引き取りのための回送、車検のために自ら分解整備した自動車の引き渡しのための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のため車検場までの回送を追加することとし、新たに番号標の貸与は行わない。

(変更の届出)

第6条 許可を受けた者について、規則第26条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項、営業所の電話番号又は回送運行許可番号標管理責任者に変更があつた場合には、遅滞なくその旨を記載した書面を提出させるものとする。

(許可台帳の備付け)

第7条 地方運輸局長は、回送運行許可台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

許可番号、許可年月日、氏名又は名称及び住所、営業所名及び所在地並びに電話番号、許可の有効期間、回送運行許可番号標管理責任者、違反の事実に対する処分内容、聴聞年月日、違反についての処分の通知番号及び年月日、その他必要な事項

(許可証等交付台帳の備付け)

第8条 運輸支局長等は、回送運行許可証等交付台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

氏名又は名称及び住所、営業所名及び所在地並びに電話番号、交付した許可証の番号及び年月日、貸与した番号標の番号、許可証の

(回送運行許可証の交付枚数等)

第5条 運輸監理部長及び運輸支局長(以下「運輸支局長等」という。)は、回送運行許可証を交付し、及び回送運行許可番号標を貸与するときは、不正防止の観点から必要枚数を超えて、又は必要期間を上回る期間について交付し、又は貸与することのないようにしなければならない。

(変更の届出)

第6条 許可を受けた者について、規則第26条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項、営業所の電話番号又は回送運行許可番号標管理責任者に変更があつた場合には、遅滞なくその旨を記載した書面を提出させるものとする。

(許可台帳の備付け)

第7条 地方運輸局長は、回送運行許可台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

許可番号、許可年月日、氏名又は名称及び住所、営業所名及び所在地並びにその電話番号、許可の有効期間、回送運行許可番号標管理責任者、違反の事実に対する処分内容、聴聞年月日、違反についての処分の通知番号及び年月日、その他必要な事項

(許可証等交付台帳の備付け)

第8条 運輸支局長等は、回送運行許可証等交付台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

氏名又は名称及び住所、営業所名及び所在地並びにその電話番号、交付した許可証の番号及び年月日、貸与した番号標の番号、許

有効期間、その他必要な事項  
(保存期間)

第9条 回送運行許可台帳及び回送運行許可証等交付台帳は、当該許可の有効期間が経過した後2年間保存するものとする。

(報告)

第10条 地方運輸局長は、回送運行許可事務並びに回送運行許可証交付事務及び回送運行許可番号標貸与事務に関して取扱要領を定めたとき又はこれを変更したときは、本省自動車情報課長あて報告するものとする。

可証の有効期間、その他必要な事項  
(保存期間)

第9条 回送運行許可台帳及び回送運行許可証等交付台帳は、当該許可の有効期間が経過した後2年間保存するものとする。

(報告)

第10条 地方運輸局長は、回送運行許可事務並びに回送運行許可証交付事務及び回送運行許可番号標貸与事務に関して取扱要領を定めたとき又はこれを変更したときは、本省自動車情報課長あて報告するものとする。